

質 問 回 答 書 2

業務名：広島市立病院機構看護衣賃貸借業務

番号	資料名・該当箇所	質問内容	回答
1	公募型プロポーザル手 続開始の公示 3-(3)-ア	「(1)ウに示す資格要件を備えた者により構成されていること。」とは、共同企業体の構成企業で <u>統合してみた</u> 場合に、(1)ウの要件を構成企業のうち1社が満たしていれば良いということでしょうか。	本業務の共同企業体は、看護衣の調達を行う企業と看護衣の洗濯・維持管理業務を行う企業が業務分担して共同で受注する組織を想定しています。 したがって、看護衣の調達を行う企業が「物品の借入れ」の「20-07 その他」に登録され、看護衣の洗濯・維持管理業務を行う企業が「施設維持管理業務を除く役務」の「30-13 クリーニング」に登録されている必要があります。
2	公募型プロポーザル手 続開始の公示 3-(3)	共同企業体は協力会社(下請け業者)も共同企業体として含むのでしょうか？	協力会社(下請け業者)は共同企業体の構成企業には含まれません。
3	公募型プロポーザル実 施要領 3-(3)-イ 共用分	共用分 1月あたりの準備予定枚数とありますが、この枚数を弊社が準備すれば着替えが間に合うという認識でよろしいでしょうか？それとも洗濯で出る1月あたりの予定枚数でしょうか？	1月あたりに準備していただく枚数です。
4	公募型プロポーザル実 施要領 6-(1)-イ	共同企業体について 様式 23 から様式 26 のように、看護衣の調達と洗濯・維持管理業務と業務内容に応じた分担が例示されていますが、例えば洗濯の同業同士で共同企業体というような形は想定されていますでしょうか。というのは、4病院	本業務の共同企業体は、看護衣の調達を行う企業と看護衣の洗濯・維持管理業務を行う企業が業務分担して共同で受注する組織を想定しています。 したがって、洗濯の同業同士の共同企業体は想定していません。

		の物量は相当数あるため、洗濯工場に操業トラブルがあった際などに、パートナー企業がいないと対応できなくなります。その際は、同業での共同企業体というより、下請け企業を想定されていますでしょうか。	「パートナー企業」が下請け企業の場合、契約約款第4条第1項にありますとおり、あらかじめ賃借人の承諾を得ることにより、契約の履行の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することが可能です。
5	公募型プロポーザル実施要領 11-(3)-エ その他	プロポーサルに関して、共同企業体で参加する場合、プレゼンテーションは各企業からの選出が必要でしょうか。それとも代表企業からの選出でよいのでしょうか？	プレゼンテーションでの説明及び質疑応答に対応できれば、どちらでも構いません。
6	広島市立病院機構看護衣貸貸借契約約款 (一括下請負等の禁止等) 第4条 及び (契約の変更) 第22条	前 番号4 6-(1)-イと一部重複しますが、工場の稼働停止等のトラブル対応等で洗濯などを下請け企業に出さなければならない場合、原契約で定められていなくても、業務委託することは可能でしょうか？不可能な場合、どのような対応を想定されているのでしょうか。下請け企業を利用するしないに関わらず、届出をしておき、許可を得ておけばよろしいでしょうか。	契約約款第4条第1項にありますとおり、あらかじめ賃借人の承諾を得ることにより、契約の履行の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することが可能です。
7	広島市立病院機構看護衣貸貸借契約約款 (保険) 第6条	白衣の所有権は事業者側にあり、有事の際も事業者が準備するという理解をしています。そのため、動産総合保険への加入有無ではなく、財務状況を基に判断すべき内容ではないのでしょうか？ 動産総合保険をかけられる意図について、どのようにお考えでしょうか？	契約書(案)にありますとおり、契約約款第6条は適用除外事項としております。

8	広島市立病院機構看護衣貸貸借業務仕様書 10-(1)-ア-(ア)	区分1の方の支給枚数4枚というのは、毎日着替えることを想定しての枚数でしょうか。そうでない場合は、何日置きに着替えることを想定されていますか？(例：2日に1回など)	週2回程度の着替えを想定しています。
9	広島市立病院機構看護衣貸貸借業務仕様書 10-(2)-ウ-(ウ)	看護衣の納品は、回収後3日以内とありますが、回収日を含めて3日でしょうか。それとも回収日を含めず3日でしょうか？	回収日は含めません。
10	広島市立病院機構看護衣貸貸借業務仕様書 10-(2)-ウ-(サ) 及び 前 番号4・6	単体企業体で契約中の災害時、協力会社(下請け業者)に洗濯をお願いすることは問題ありませんでしょうか。難しい場合、共同企業体として入札参加する必要があるのでしょうか？	契約約款第4条第1項にありますとおり、あらかじめ賃借人の承諾を得ることにより、履行の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することが可能です。
11	広島市立病院機構看護衣貸貸借業務仕様書 13-(1)-ア	看護衣の請求は月ごとの貸与人数×契約単価と記載されています。 一方で、公募型プロポーザル実施要領の3提案見積上限額等は、376,263,600円(税別)と記載されています。 実際の請求額は、月ごとの貸与人数によって変動するため、見積上限額を超える又は減少する可能性があるという理解で合っていますでしょうか？	お見込みのとおりです。